



調停手続のご案内

ADR A lternative D ispute R esolution
(裁判によらない紛争解決)



調停手続のご案内

ADR A lternative D ispute R esolution
(裁判によらない紛争解決)

お問い合わせはお気軽に

03-3251-9390



公益財団法人

東京都中小企業振興公社

下請センター東京[®]

(下請取引紛争解決センター)



目次

CONTENT

1. 裁判外紛争解決手続とは	1
2. 対象とする紛争の範囲	2
3. 調停手続の費用	2
4. 調停手続の秘密保持	2
5. 調停手続の流れ	3
6. 調停手続の申立て	4
7. 相手方の応諾	4
8. 調停人の選任	4
9. 調停に要する時間	5
10. 和解に至らない場合の調停手続の終了	5
11. 調停の成立	6
〈調停手続申立書のサンプル〉	7
ご案内図・お問い合わせ先	8

1

裁判外紛争解決手続とは

Chapter 1

裁判外紛争解決手続 (ADR) とはどのようなものですか？

事業を行う上では、事業者（法人・個人。以下同）間の取引上さまざまなトラブルが発生します。

大切なことは、発生してしまったトラブルを費用をかけずに、いかに手際よく円満に解決すること、そして相手方事業者との信頼関係を守り、取引関係を維持することです。

当センターが行う「**裁判外紛争解決手続 (ADR)**」とは、当センターが「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」(ADR 法) の認証紛争解決事業者（紛争解決機関）として、事業者間の紛争について、裁判によらないで、専門的な知識を有する公正な第三者を入れた調停によって、当事者双方が納得いくまで話し合い、簡易迅速に解決を図るものです。



※ ADR法の認証紛争解決機関で実施する調停（和解合意に向けての話し合い手続）については、以下の法的効果が認められています。

時効の完成猶予

認証機関による話し合いが上手くいかなかったときでも、調停終了の通知を受けた日から1か月以内に訴えを提起したときは、調停において請求をしたときに、訴えの提起があったものとみなされ、その間の時効の完成が猶予されます。ですから、消滅時効の進行を心配することなく安心して調停での話し合いをすることができます。(ADR法25条1項)

訴訟手続の中止

紛争がすでに裁判となっている場合でも、当事者間に認証機関による調停が実施されていたり、認証機関による調停によって解決を図る旨の合意があるときは、紛争当事者の共同の申立がなされれば裁判所は4か月以内の期間を定めて訴訟手続の中止を決定する場合があります。これにより当事者の裁判によらない自主的な解決が尊重されることになります。(ADR法26条1項)

2

対象とする紛争の範囲

Chapter 2

取り扱う紛争の範囲はどのようなものですか？

当事者のいずれかが東京都内に事務所、営業所又は事業所を有する事業者の取引に関する紛争のうち、次のものが対象になります。

- ① 下請代金支払遅延等防止法の適用対象となる下請取引に係る紛争
- ② 下請中小企業振興法の適用対象となる下請取引に係る紛争（ただし、建設業法の適用取引に係る紛争を除く。）
- ③ これに準ずる取引に係る紛争

3

調停手続の費用

Chapter 3

調停手続の費用はどのくらいかかりますか？

調停手続は無料でご利用いただけます。また、成立手数料なども一切いただきません。

4

調停手続の秘密保持

Chapter 4

調停手続の秘密は守られるのでしょうか？

調停手続は非公開で行います。調停人等の関係者は守秘義務を負っており、事業者の営業秘密やノウハウなどの秘密情報はもとより、紛争内容の秘密は守られますので安心してご利用ください。

※調停手続の概要、解決方法その他の事項について、センターが行う事業の広報等を目的として、当事者を特定できないようにし、当事者双方の同意を得て公社の機関紙及びホームページの掲載その他の方法により公開することがあります。

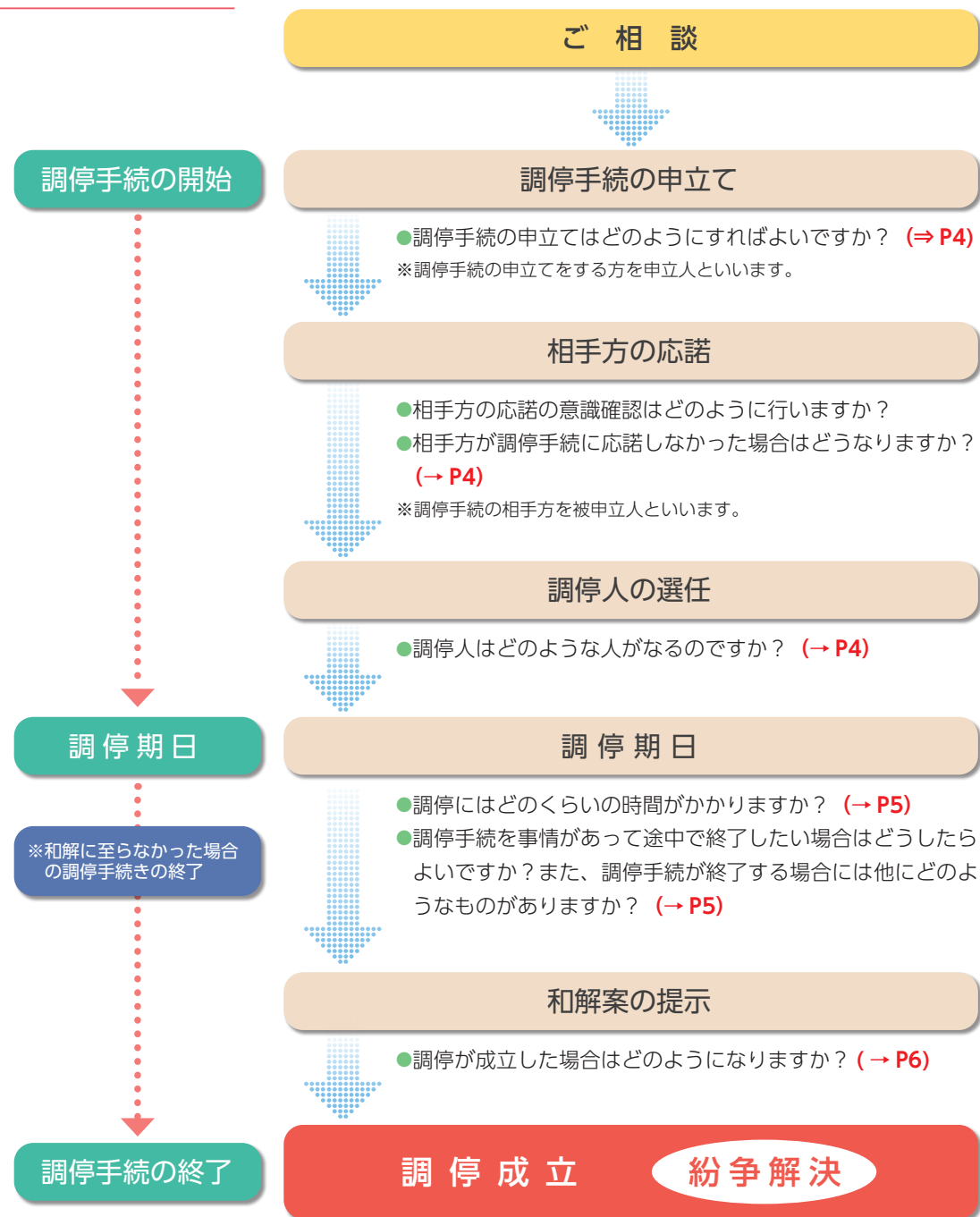
5

調停手続の流れ

Chapter 5

調停手続を申し立ててから紛争が解決するまでの流れ
(調停手続の流れ)はどうなりますか？

調停手続の流れ



6

調停手続の申立て

Chapter 6

調停手続の申立てはどのようにすればよいですか？

取引に関する紛争について調停手続の申立てを行いたいときは、「**調停手続申立書**」をセンターに提出してください。(様式…P7 参照)

※センターが「調停手続申立書」を受理した場合は、調停手続が開始されます。

7

相手方の応諾

Chapter 7

相手方の応諾の意識確認はどのように行いますか？
相手方が調停手続に応諾しなかった場合はどうなりますか？

センターが相手方に対し、調停手続が申し立てられたことの連絡、調停手続についての説明を行い、調停手続に参加していただくよう要請します。

相手方が調停手続に参加することを承諾した場合は調停期日を調整し、調停を行います。

相手方が調停に応諾しなかった場合、調停手続の不应諾ということで調停手続を終了いたします。その場合は、センターからその旨をご連絡いたします。

8

調停人の選任

Chapter 8

調停人はどのような人になるのですか？

調停人は、センターで「調停人候補者名簿」に登録している弁護士の中から選任します。

調停人がご相談の紛争案件の当事者と特別な関係がある場合など公平を欠くおそれがあるときは、選任された調停人による調停を拒否したい旨をセンターに申し出ることができます。

9 調停に要する時間

Chapter 9

調停にはどのくらいの時間がかかりますか？

当事者の話し合い等の状況にもよりますが、原則として、1回につき、2時間程度で3回までの期日で、早期解決を目指します。

10 和解に至らない場合の調停手続の終了

Chapter 10

調停手続を事情があって途中で終了したい場合はどうしたらよいですか？ また、調停手続が終了する場合には、他にどのようなものがありますか？

調停手続の途中で特別の事情があって、調停手続を終了したいときは、「**調停手続終了願**」を提出してください。その他、次のような場合には調停手続が終了することになります。

- 1 被申立人に調停手続によって紛争を解決する意思がないとき。
- 2 両当事者の主張に隔たりが大きく、調停による合意成立の見込みがないとき。
- 3 紛争事案の性質等が調停手続に適さないとき。

などがあります。

また、和解が成立しなかったときも、調停不成立ということで調停手続が終了します。

※調停手続が終了した場合には、センターから速やかに「**調停手続終了通知書**」を送付いたします。

11 調停の成立

Chapter 11

調停が成立した場合はどのようなになりますか？

両当事者が調停人の和解案を受け入れた場合など当事者間に和解が成立したときは、調停成立となります。

その場合、両当事者の合意内容を記載した「**和解確認書**」を当事者数分作成して取り交わします。

また、「特定和解」(ADR法2条5号)が成立したときは、両当事者の合意内容を記載した「和解確認書」を3通(当事者の数が3以上であるときは、その数に1を加えた数)作成して取り交わします。



調停手続申立書のサンプル

様式1

平成 年 月 日

(公財) 東京都中小企業振興公社
下請取引紛争解決センター® 御中

調 停 手 続 申 立 書

1. 当事者の概要

(1) 申立人

所在地	〒 -		
会社名	代表者名	®	
TEL	FAX		
E-mail			

代理人を選任する場合は、以下に氏名等をご記入いただき、委任状を添付してください。
その代理人が弁護士又は司法書士法第3条第2項に規定する司法書士でない場合は、代理人承認
願も併せてご提出ください。

所在地	〒 -		
氏 名	®		
TEL	FAX		
E-mail			

(2) 相手方

所在地	〒 -		
会社名	代表者名		
TEL	FAX		
担当部 署 名	担当者名		

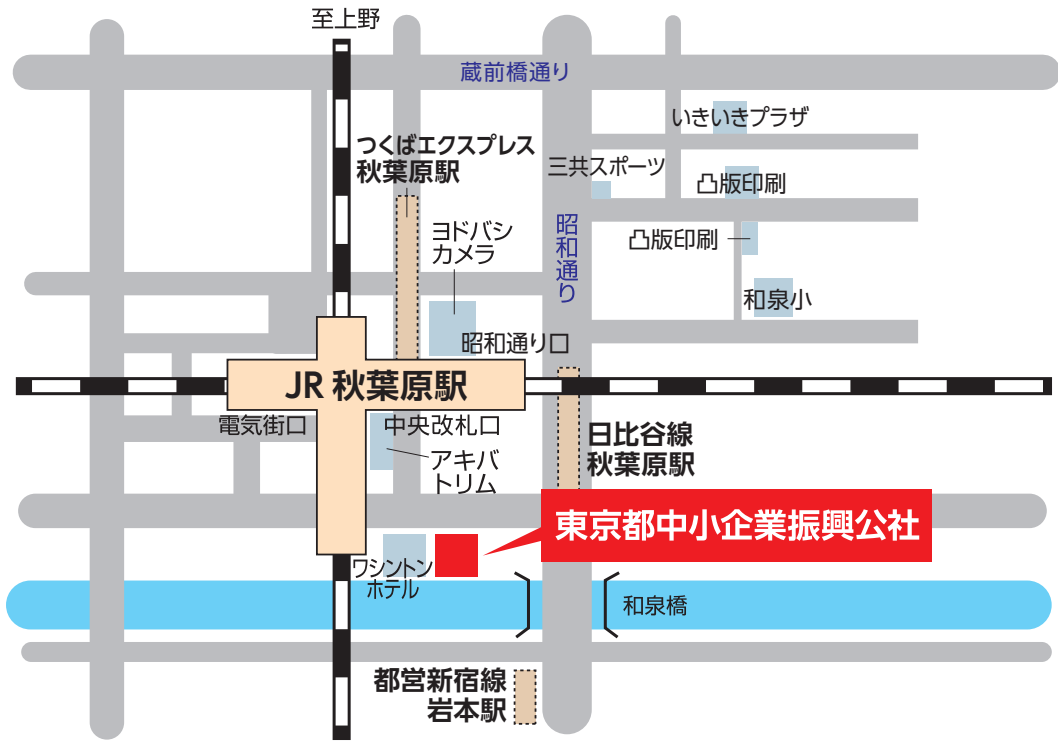
2. 申立の趣旨(申立人が求める簡潔な結論)(※紙面が足りない場合は用紙を追加してください。)

3. 申立の理由(※紙面が足りない場合は用紙を追加してください。)

「申立の趣旨」の欄には、相手方に対する請求内容を簡潔にご記入ください。どのようなトラブルでどのような趣旨の調停を求めるのかが分かるようにお書きください。

「申立ての理由」の欄には、トラブルになった原因やこれまでの経緯などをお書きください。箇条書きでも結構です。また、別紙を添付していただいても結構です。

ご案内図



交通手段

- JR 線「秋葉原駅」中央改札口より徒歩 1 分
- つくばエクスプレス (TX)「秋葉原駅」A1 出口より徒歩 1 分
- 地下鉄日比谷線「秋葉原駅」より徒歩 3 分
- 都営新宿線「岩本町駅」A3 出口より徒歩 5 分

お気軽にお問い合わせください。

公益財団法人 東京都中小企業振興公社
下請センター東京® (下請取引紛争解決センター)

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町 1-9 東京都産業労働局秋葉原庁舎 5 階
TEL : 03-3251-9390 FAX : 03-3251-7888
E-mail : s-center@tokyo-kosha.or.jp
URL : <http://www.tokyo-kosha.or.jp/>

東京都中小企業振興公社は、中小企業の安定と振興を図るために、東京都によって設置された公益法人です。